（別添様式）

　年　月　日

発注者　　　　　　様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

下記のとおり、建設業法第２０条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

* 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

　　　　（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

　　発生するおそれのある事象：　*（記載例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰*

　　上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：*（記載例）報道機関等のURL又はファイルを添付*

* 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

　　　　（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

　　発生するおそれのある事象：　*（記載例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足*

　　上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：*（記載例）報道機関等のURL又はファイルを添付*

その他連絡事項（空欄可）

注）１．本通知書については、建設業法施行規則第１３条の１４第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではないこと。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出すること。

３．「発生するおそれのある事象」欄においては、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と落札者の双方の責めに帰することができない事象とすること。

４．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報とし、一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難でない情報であること。

５．通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、契約の変更協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該工事契約の規定等（スライド条項の運用等を含む。）に基づき対応を行うものとする。

６．本通知書を提出していない場合であっても、当該工事契約の規定に基づき、発注者に対して契約の変更協議を申し出ることができるものとする。